

## 審議会等の会議録

会議の名称	令和元年度第4回座間市公営企業運営審議会		
開催日時	令和元年10月28日(月) 13時30分～15時00分		
開催場所	座間市上下水道局庁舎 4階 会議室		
出席者	飛田昭委員、中野幸子委員、角田厚子委員、田原美那子委員、小俣憲一委員、長本享一委員、清水紀代美委員、西海愛子委員、西村佳裕委員、西村弘委員、大谷勝也委員		
事務局	上下水道局長、参事兼経営総務課長、水道施設課長、下水道施設課長、経営総務課副主幹兼経営係長、経営総務課副主幹兼経理係長、下水道施設課技幹兼管理係長、下水道施設課技幹兼整備係長、下水道施設課整備係技幹、経営総務課経営係主任		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0人
非公開・一部公開とした理由			
議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問（市街化調整区域の公共下水道整備について）</li> <li>・ 諮問内容の概要説明及び基本方針等について</li> <li>・ 今後の審議スケジュールについて</li> <li>・ 水道事業及び公共下水道事業の決算状況について</li> <li>・ その他</li> </ul>		
資料の名称	<b>【当日配布資料】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ 市街化調整区域整備基本方針等について</li> <li>・ 今後の審議スケジュール（案）</li> <li>・ 平成30年度座間市水道事業会計決算書</li> <li>・ 平成30年度水道事業会計決算の収支グラフ</li> <li>・ 平成30年度座間市公共下水道事業会計決算書</li> <li>・ 平成30年度公共下水道事業会計決算の収支グラフ</li> <li>・ 令和元年度版座間市公営企業概要</li> </ul>		

会議の内容

**1 開会、定足数の確認**

**2 諮問**

・市街化調整区域の公共下水道整備について諮問

**3 議事**

**(1) 諮問内容の概要説明及び基本方針等について**

諮問内容の概要説明及び基本方針等について事務局から説明を行った。

**【委員からの意見・質疑と回答】**

**【議長】**

事務局から説明がありました諮問内容の概要説明及び基本方針等について質疑等はございますか。

市街化区域での公共下水道整備の財源には都市計画税を充当できますが、市街化調整区域には都市計画税を充当できないため、市街化調整区域を整備する財源について議論していきたいと思います。

**【委員】**

資料1－3市街化調整区域での汚水処理施設整備方法の検討結果について説明を求めます。

**【事務局】**

市街化調整区域の整備方針につきましては、平成20年頃から検討を始めており、議会等でも説明を行っております。

本市は、公共下水道と合併浄化槽を組み合わせて整備するよりも、市街化調整区域も公共下水道整備し、一元管理することが効率的であると考えており、本市の整備方針としては、集中処理で公共下水道整備をしていきたいと議会でも説明申し上げております。

また、コスト面を比較した結果は、約1割程度を合併浄化槽で整備したほうが有利であるとでています。

今後、審議会において、市街化調整区域での公共下水道整備費用を明示していきます。

**【議長】**

市街化調整区域の公共下水道を整備するに当たり、都市計画税に代わる

財源として若干の負担を考慮していくような方向で検討する必要があるとありますが、一般会計から補助金を貰わなければいけない運営状況であることを踏まえて、委員の皆さんから順番にご意見を伺いたいと思います。

**【委員】**

その前に質問ですが、資料 1 - 6 市街化調整区域の公共下水道事業に係る財源の構成で不足する金額はわかりますか。

**【事務局】**

今後の審議会にて市街化調整区域での総事業費を明示し、ご説明いたします。

**【委員】**

今後、市街化調整区域については、公共下水道整備の区域となり、下水道使用料を払っていただくことになるということですか。

**【事務局】**

平成 23 年にパブリックコメントを行っており、市街化調整区域を公共下水道で整備する区域を公表しています。また、下水道中期ビジョンでは、令和 4 年度から市街化調整区域を公共下水道で整備するということを記載しています。

今後は、市街化調整区域にお住まいの市民の方へ説明会等を通じて公共下水道整備をどの地区から始めるといった整備方針を説明する予定です。

本市は地下水を主な水源としておりますので、井戸がある場所等は先行して整備をしたいと考えています。また、早く整備して欲しいというような要望等があれば考慮した上で整備を進めていきたいと考えています。

公共下水道の本管が整備されましたら、整備区域に対して告示を行い、下水道法では 3 年以内に接続していただくこととなっており、接続後は使用料が発生いたします。

**【委員】**

市街化調整区域の整備は希望者から優先的に進めるということですか。

**【事務局】**

基本的には、下流から整備を行います。公共施設、水源、井戸がある地区を優先的に進めていく必要があります。また、希望者から優先して工事を行うことは難しいと考えますが、早期に接続したいとの意思を示していただければ、整備しやすいということは説明したいと考えています。

**【委員】**

市街化調整区域の方に費用負担していただく必要があると考えます。

都市計画税や受益者負担金等と同様に、市の方針が示されればそれに従うのが当然のことであると思います。

**【議長】**

市街化調整区域の方は一定の負担をしていただくという考えですか。

**【委員】**

市街化調整区域については歴史的な背景があることは承知しておりますが、都市計画法の趣旨を踏まえると、市街化調整区域の方が整備費用の一部を負担することは当然だと考えます。

**【委員】**

本管の整備費は市の負担で、宅地内から本管への接続費は市街化調整区域にお住まいの方が負担するということですか。

**【事務局】**

現在、市街化調整区域の前面道路に本管が入っている場合には、市街化調整区域にお住まいの方が公共下水道への接続を希望される場合は、区域外流入申請により許可しており、自費にて本管へ接続していただいています。

今後の市街化調整区域での汚水整備については、市街化区域と同じ方式を考えていますが、一定の負担をしていただきたいと考えています。

**【委員】**

市街化調整区域の整備が完了した後の、維持管理に係る費用について伺います。

市街化調整区域に住んでいる方は少ないため、市街化調整区域に住んでいる方の負担だけでは、維持管理費用が賄えないのではないですか。

**【事務局】**

下水道未普及地域については、早急に整備する必要があり、集中処理、合併処理浄化槽、農業集落排水等での整備方針が国から示されています。

本市の場合は、平成20年頃から、整備方針に関して色々議論されてきましたが、水源環境の保全や下水道施設の維持管理等を含めて総合的に考え、市街化調整区域も集中処理で行うことが最良であるという考えです。

また、使用料に関しては、市街化区域でも地形の高低差などから地区によって整備費用は異なりましたが、整備費用に応じて使用料を設定するものではなく、市内一律で排水量に応じた使用料を設定しております。

市街化調整区域につきましても同様に排水量に応じた使用料をご負担いただくこととなります。本市の下水道施設の維持管理費は市街化区域、市街化調整区域に関係なく利用者の下水道使用料で維持管理を行います。

まずは、市街化調整区域の汚水整備費について、ご意見を伺いたいと思います。

**【委員】**

何年か先の維持管理も含めて考えると、個別処理よりも集中処理が適当であると思います。市街化調整区域の人口は少ないということですが、ある程度はご負担をいただき整備を進めていくべきです。

**【委員】**

公共下水道整備費用が膨大な金額になることは理解できますが、市街化調整区域の方からご負担をいただくのであれば、なるべく低額に設定するといった配慮をしたいと思います。

30年程前に自宅付近が公共下水道整備された方で、現在まで未接続の方にお話を伺ったところ、本管が整備されても宅地内から本管への接続費の負担が大きく、接続が出来ていないということでした。

市街化調整区域は人口が少ないということですが、市街化調整区域は、永久的に市街化調整区域なのでしょうか。今後、市街化調整区域が市街化区域に変更になる可能性があれば、事前に公共下水道を整備しておくことが効率的であると考えます。

**【事務局】**

市街化調整区域が、市街化調整区域のままかということにつきまして、本市の市街化区域率は71%で市街化調整区域は504ヘクタールと本当に少ない面積です。市街化調整区域が市街化区域になることは、よほどの事がない限り考えられません。

**【委員】**

市街化調整区域の解除の可能性がないことを前提として検討するのであれば、それに従うべきであると思います。

大和市へ雨水を流していることもあるので、座間市だけで検討するのではなく、近隣市を含め広域で検討を進めることができればより良いのではと考えます。

台風等の対応や、予測していないことが将来的に起きた場合に、新たな政策を検討することもあり得ると思いますが、現状で審議する中で、将来的なことを含めて検討し、最良の方針を見出していきたいと考えます。

**【委員】**

市街化調整区域の方も公共下水道が整備されるのであれば、市街化区域の方が都市計画税を納めていることと同じように財源の一部を負担してもらえばいいと思います。公共下水道という利益を享受するのですから、当然のことだと思います。

検討するに当たり、他市町村の状況を教えていただきたいと思います。

**【事務局】**

今の内容につきましては、次回、資料を揃えてご説明いたします。

**【委員】**

ある程度の負担はやむを得ないと思います。

**【委員】**

市街化調整区域の方にある程度の負担金を納めていただく必要があると思います。

**【委員】**

負担の必要性は理解できますが、市街化調整区域に住んでいる人が市街化区域にも土地を持っている場合、都市計画税を納めていることから、負担の割合については非常に難しい検討課題だと思います。

**【事務局】**

市街化調整区域に住んでいて、市街化区域に土地を保有している方は、都市計画税を納めています。都市計画税は、市街化区域の都市計画施設、道路、下水道等を整備するための目的税として徴収しているものです。市街化調整区域と市街化区域とでは、土地の評価も異なります。

本市は、市街化区域での公共下水道整備に係る受益者負担金は、徴収しておりませんが、公共下水道整備されることにより土地の評価が上がるということなどから他市では徴収しているところが多数です。

市街化調整区域は、開発を抑制する区域であるため、整備することでその土地の評価が市街化区域のように上がるというものではありません。そのため、負担のあり方について方針が決まりましたら、市街化区域での受益者負担金とは異なる点を含めて市民の方へご説明し、ご理解をいただきたいと考えております。

**【委員】**

自宅から下水道本管への接続に、どのくらいの費用がかかるのですか。受益者負担金というのは、その工事費用を賄えるほどの金額ではなかったと思いますが、工事費用を全部、市街化調整区域の人に支払っていただくのでしょうか。

**【事務局】**

本市は、受益者負担金を徴収せずに汚水整備をしてきましたので、他市の状況を例としてご説明いたしますと、工事の開始前に対象地域の居住者から受益者負担金を徴収します。金額は市町村毎に異なります。金額設定の目安として、末端管きょ整備費相当額から金額を算出する方法があります。また、総務省では、総事業費の5%程度を受益者負担とすることが相当であるという考え方です。

今後、審議を進めるにあたり、金額の設定に関して他市の状況等を含めて当局で説明資料を用意し、皆様にお示ししますので、それに基づいて審

議をしていただきたいと考えております。

**【議長】**

本審議会としては、市街化調整区域の公共下水道整備に当たり、ある程度の受益者の負担は考慮すべきとの意見にまとまりました。

つきましては、次回までに負担方法等についての資料作成及び説明を事務局に求めたいと思いますがよろしいですか。

————— 委員全員、了承。 —————

**【事務局】**

市街化調整区域の公共下水道整備における負担方法につきまして、委員の皆様から忌憚りの無い意見をいただきましたので、今後の審議についても円滑に進められるよう、わかりやすい資料作成に努めて参りたいと思います。

**【議長】**

それでは、議事（１）諮問内容の概要説明及び基本方針等につきまして、以上とさせていただきます、今回は、負担方法等についての説明の中で、都市計画税に代わる代替財源及び市街化調整区域を整備している他市の状況等について、事務局から説明を求めたいと思います。また、本件における対象地域にお住まいの皆様に対し、負担方法等についてアンケート調査等を行っているようであれば、併せて報告を求めたいと思います。

**【事務局】**

次回、参考資料として提出させていただきます。

**（２）今後の審議スケジュールについて**

今後の審議スケジュールについて、事務局から説明を行った。

**（３）水道事業及び公共下水道事業の決算状況について**

水道事業及び公共下水道事業の決算状況について、事務局から説明を行った。

**【委員からの意見・質疑と回答】**

**【委員】**

公共下水道事業の決算状況には、使用料の値上げ分が含まれているのですか。

**【事務局】**

今回の使用料の値上げは、公共下水道事業の決算状況には含まれておりません。今年の4月1日に改正されましたので、平成30年度の決算には影響ありません。

**4 その他**

次回以降の審議会開催について、事務局から日程の確認を行った。

**5 閉会**